

会 議 録 (案)

会議の名称	令和５年度 第２回茨木市文化振興施策推進委員会
開催日時	令和５年 10 月 31 日 (火) (午前・ <u>午後</u>) 1 時 30 分 開会 (午前・ <u>午後</u>) 3 時 5 分 閉会
開催場所	市役所南館 3 階 防災会議室
議 長	出口委員 (委員長)
出 席 者	落合委員、飯嶋委員、川本委員、木村委員、出口委員、雨森委員、 平田委員 (オンライン) 【 7 人】
欠 席 者	原田委員、池上委員 【 2 人】
事務局職員	中井市民文化部長、今西市民文化部副理事兼文化振興課長、 松本文化振興課課長代理、秋本文化振興課主査、天野文化振興課職員 【 5 人】
開催形態	公開
議題 (案件)	(1) 前回委員会における意見への回答について (2) 文化振興ビジョンの素案 (第 2 章) について (3) 文化振興ビジョン改定スケジュールについて (4) 文化振興に関する条例について (5) その他
配布資料	(1) 次第 (2) 文化振興施策推進委員会等での意見とその対応 (3) 別紙資料 (4) 茨木市文化振興ビジョン素案 (5) 文化振興ビジョン改定スケジュール (案)
傍 聴 人	3 人

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
今西文化振興課長	1 開会 本委員会は、原則、会議録及び会議資料も含めて公開で運営する。前回と同様に傍聴者の方には事前に入室していただく。
出口委員長	それでは今から、茨木市文化振興施策推進委員会を開催する。 最初に委員の出席状況を事務局より報告をお願いする。
今西文化振興課長	委員の出席状況を報告する。全委員は9人であり、原田委員、池上委員が本日欠席である。本日の出席は7人ということで、過半数の出席であり、茨木市文化振興施策推進委員会規則第6条第2項により、会議は成立している。 出口委員長に議事進行をお願いする。
出口委員長	2 議事 それでは、会議次第に沿って議事を進める。会議終了は午後3時頃を予定しており、ご協力をお願いする。 まず、案件について事務局から説明をお願いする。
今西文化振興課長	本日は4つの案件がある。1つ目は「前回委員会における意見への回答について」、2つ目は「文化振興ビジョンの素案（第2章）について」、3つ目は「文化振興ビジョン改定スケジュールについて」、4つ目は「文化振興に関する条例について」の審議である。
出口委員長	(1) 前回委員会における意見への回答について まず1つ目の「前回委員会における意見への回答」について、担当者より説明する。
今西文化振興課長	【「前回委員会における意見への回答について」説明】
出口委員長	今の説明について意見、感想はあるか。 前回の議論を踏まえて修正した箇所を説明いただいた。
雨森委員	前回、コーディネーターについて私から発言させていただいたが、コーディネーターにもいくつかのレイヤーがあり、それぞれの役割がある。市ではコーディネーターをどのように定義されているのかお聞きしたい。専門家としてのコーディネーター、新しい価値をつくり、芸術活動と市民をつないでいくことができる経験や専

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
今西文化振興課長	門性のあるプロフェッショナルなコーディネーターと、市民の中にも芸術文化の活動を支えていくコーディネーターも必要だ。そのあたりがこの文面では曖昧という印象を受けた。 まだコーディネーターというひとつの言葉に丸まってしまっており、より専門性の高いコーディネーターと、より市民の近くで日常的に文化芸術活動に関わっておられる方など、レベルは多様だと理解している。現在、市の中で内容を整理しており、3つのグループに分ける必要がありそうだ。特に専門性の高い方については、市が育成するというよりは、専門人材の配置からスタートしなければならないと考えており、そのあたりの整備をこのビジョンの中でどのように表記すべきかは、課題と考えている。
雨森委員	もうひとつは、コーディネーターの役割として、担い手の交流をつくっていくと記載されているが、それだけではないので、再検討いただきたい。
飯嶋委員	コーディネーターについては、財団と指定管理者と一般の専門分野の団体がある。こうした団体同士の話し合いの中で良い方法が生まれてくると良いが、もっと良い方法、専門的な知識を持っている方がいればアイデアを聞いてはどうか。まずは人任せではなく、自分たちでやってみてはどうか。 実際には財団が動いており、またおにクル指定管理者がどのような動きを見せるかはまだ分からない。慎重に捉えたい。
出口委員長	一応、素案では財団の位置付けを明確にしており、次にコーディネーターについても記載がある。財団でそのような方を取り入れていくのか、市として対応するのか、色々な方法があるが、いずれにしてもおにクルを中心に専門的な人が自由闊達に集まり活躍するイメージだろう。
平田委員	コーディネーターについては、ご指摘の通り、専門性の高い人と、例えが的確ではないかもしれませんが、民生委員など民間から出てくる人もある。位置づけによって誰に頼むかを決めれば良い。課題設定と解決策を切り分けて考えるべきだ。そこを間違えると、ミスマッチが生まれやすい。どのようなコーディネーターが必要なのか、足りない人材は外から呼んできて、将来的には育成するのが良いだろう。
出口委員長	大変わかりやすい意見だ。このあたりを整理しておいたほうが、後々混乱しない。芸術監督という名称はどっしりというイメージだが、コーディネーターという

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	名称になれば、市民の捉え方も変わる。 他に意見はないか。特になければ次に進む。
木村委員	文化芸術について、私が大学の際は工学系の大学だったが、文化と芸術を融合して捉えていた。専門的な方と民生委員のような方とが協議をして、市政の中心に位置付けることも考えてほしい。
飯嶋委員	10年先を見据えているとの謳い文句があるが、次につながるかどうか。市役所の担当者が変わっても、しっかりつながっていくようなシステムを是非作っていただきたい。以前、長久手市を視察した際に、職員が変わっても引き継いでいける活動をされており、参考になった。
出口委員長	具体策があれば事務局に伝えてもらいたい。総論では理解できても、具体策が一番難しい。
雨森委員	それがアーツカウンシル的な機能なのだろう。茨木市でアーツカウンシルをつくるのかどうかという議論はあり、素案にも「機能」とは書かれている。アーツカウンシルの設立を目的にするのではなく、茨木市にとって必要なアーツカウンシル機能を考えていく必要はあるのではないかな。
出口委員長	(2) 文化振興ビジョンの素案（第2章）について 続いて「文化振興ビジョンの素案（第2章）」について、説明をお願いします。
今西文化振興課長	【「文化振興ビジョンの素案（第2章）について」説明】
出口委員長	今の第2章の説明へのご意見について、今回は全員にご発言いただきたいため、順に指名させていただく。
落合委員	先に確認したいことは、10ページの理念2の方向性①「誰もが文化芸術とつながる環境づくり」では親子やこどもを対象としており、17ページの理念3の方向性①でも「こどもが文化芸術にふれる機会の充実」とあり、重複しているようにも見える。「誰もが」という中でも、こどもを大事にしたいという姿勢が打ち出しているということか。
今西文化振興課長	理念3は、次世代につなげたいという想いを込めた理念であり、重複しているニ

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
飯嶋委員	ュアンスもあると思うが、敢えてこどもに関する施策を入れている。 よくまとめられていると思うが、私たちはある程度、この内容に沿って具体的にどうすればよいかを考える。こどもの育成や高齢者のことなど、それに匹敵することは、現在、財団が対応している。
木村委員	市民が普段、気軽に出入りできることが一番だと思っている。ケンブリッジ大学へ行った時に、「あなたの大学にはどのような施設があるのか」などと聞かれ、京都の大学だったので、京都の町の説明をしたが、ケンブリッジもまち全体が美術館のようなもので、ケンブリッジ橋も素晴らしい。茨木市もこどもでも誰でも入れるようなまちになれば良い。あまり大上段に構えず、市民のための施設であり、市民のための文化芸術だ。茨木市には良い文化財もあり、新しいものだけでなく、過去の文化財を掘り起こし、まち全体が文化のまちになれば良い。
雨森委員	以前もお聞きしたが、理念１の方向性②にある「市民会議」について伺いたい。 先程も重複している印象があるとの発言があったが、理念１の方向性③の「社会包摂につながる取組の促進」と、次のページの方向性①も重複している印象がある。 また、14ページにコーディネーター養成講座を開講するとの記載があるが、それについても伺いたい。
今西文化振興課長	現行のビジョンで市民会議を立ち上げた。現行の市民会議は文化振興ビジョンの推進にあたり、市民や文化芸術団体、大学、商工会議所、観光協会、文化振興財団など幅広い分野から、市の文化振興に関する様々なご意見等をいただき、今後の施策の参考としている。また、市民や団体の連携や交流を図ることも目的としている。現行ビジョンを策定した際には、まだ文化的コモンズという考え方などを用いていない状況の時に、このような市民会議がつけられたが、現在は文化的コモンズで色々な団体が手を取り合い、交わり合いという概念が出てきている。今後の10年後までを意識した場合は、文化的コモンズの形成というところまで考えなければならない。そのような中で、現行の市民会議をどのようにブラッシュアップしていくのか、次回の委員会までには整理をし、パブリックコメントに臨みたい。この部分は肝になる箇所であり、しっかり考えたい。 理念１の「社会包摂につながる取組の促進」と理念２の「誰もが等しく文化芸術を鑑賞できる環境の整備」について、重複感があるというご意見なのか。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
雨森委員	そうだ。
今西文化振興課長	確かに整理が甘いところあるかもしれない。理念2は文化芸術へのアクセシビリティ、どうつながるかということに軸足を置いた理念だが、この中に鑑賞・参加・創造ということで活動部分も入っており、理念1と理念2が十分に棲み分けできていない。このあたりは事務局で整理したい。
雨森委員	9ページ、10ページ、11ページは、活動と情報発信内容が重複している。
今西文化振興課長	事務局で整理したい。 コーディネーターの養成については、このビジョン策定後には人材育成に取り組みたい。そうしたことに取り組むための記載である。
雨森委員	先ほども発言があったが、育成だけでなく配置についても考えてもらいたい。
出口委員長	市民会議は茨木市独自のものかもしれないが、ドイツの地方自治で取り入れられている。ドイツ語ではプランングスツェレと言われ、計画細胞と訳されているが、市ではこのような用語は使っていない。多分、オリジナルで考えられて、市民の声を聞くスタイルだ。ここ数年はコロナ禍で活動が中止されていたが、新たに今回、ビジョンに基づいて実施されるものだ。
川本委員	きめ細やかに配慮されて作成されている印象を受けた。 グラフ等々、過去にも見た記憶があるが、参照元はどこかに記載があるのか。
今西文化振興課長	市民に行ったアンケートから参照しているが、今は参照元の記載はしていない。また、質問項目が多く、全てを掲載すると傾向をつかめないため、上位5つを抜き出す等、わかりやすく加工している。
川本委員	12ページの表については、文化芸術鑑賞に来ない方のアンケートを取ることが難しい中、行政がしっかりとアンケートを取っている姿勢が良いと思う。継続してもらいたい。 5ページのところだが、理念1で「いつでもだれでも自らの可能性や創造性を試し成長することができるまち」とあるが、本当にいつでもできるのかなと感じてしまう。何かをしたいと思って、よしやるぞと思って、実は締切が昨日までだったというように、助成金にも期間があるので、いつでもというのはなかなか難しい。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
今西文化振興課長	では、「いつでも」というのはどのようなことを指し示しているのか。「誰でも」については説明されていてわかりやすいが、「いつでも」はあまり理解できていない。そうなれば良いと思うが、年中というわけにはいかないのでは、もう少しいい表現があるといい。
川本委員	常にとか、絶えることなくとか、門戸が開かれているイメージでしょうか。
今西文化振興課長	「いつでも」「誰でも」がわかりやすい表現とは思いますが。
出口委員長	対象を限定しないこと、また常にそのような機会があることを伝えられる表現にしたいとは思っている。
川本委員	申請期間などが気になるか。理念3などでは、突然、人が踊り出すようなものも、「いつでも」に含まれそうだ。
平田委員	初めに「いつでも」と聞いた際に、夜でも運動場などでスケボーや縄跳びをされている方があるので、時間を選ばずに活動できるということを茨木市は認めていると感じていたので、それが文化かどうかは分からないが、「いつでも」を「時間を問わず」と考えていた。ここでの「いつでも」はどういうことを考えると、活動するための補助金申請や助言、サポートについては、ある程度時間が決まっていると感じたので、少し引っ掛かった。そういう意味では、メールで受け付けていれば24時間とも言える。
今西文化振興課長	第2章では、理念1、2は通常のことだと思うが、理念3が茨木市にとっては初めてだ。おにクルという施設が出来て、これまでの公民館の延長線ではなく、本格的な舞台芸術劇場を持つことになる。市民のためであることは前提だが、劇場には別の責務がある。美術館はどのような規模の美術館でも美術品の収集、保存、教育活動の普及等が博物館法で義務付けられている。劇場法も同様だが、世界人類に貢献することが期待されている。人口30万人という微妙な市の規模でどこまで踏み込むのか、今後継続して市民のコンセンサスを取っていくものであり、逆算して芸術監督を置くのか、アーツカウンシルを置くのか、必要なコーディネーターを置くのか、という議論が出ると思う。この文章はそのスタート地点に立つものだと捉えれば、非常にバランスの取れたものだと思う。
今西文化振興課長	まさにビジョン改定でスタートラインに立つものであり、新しい目標に向かって

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
飯嶋委員	取り組みたい。 今回のおにクルに関して、また文化ビジョンに関して、スローガンはあるのか。演奏会でもスローガンがあると来やすいが、記載されているのか。
今西文化振興課長	まだスローガンはない。「みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち」が現行ビジョンの大きなスローガンだろう。
飯嶋委員	茨木市音楽芸術協会では、「茨木市を音楽であふれる街に！」というスローガンを挙げているが、覚えてもらいやすい。出口委員長が一番初めに「文化の都 茨木市」という市歌の話もされたが、スローガンがあっても良い。
落合委員	お話を聞いていてショックを受けたのは、茨木市文化振興ビジョンはこの1冊としてこれまで話をしてきたが、会社のビジョンやミッションのように、文化振興ビジョンの表紙をめくった最初のところに、先ずビジョンの言葉が記載されているイメージを持っていました。そして、茨木市の文化振興ビジョンは何かを尋ねられた時に、「6ページにある目指す姿の3つが茨木市のビジョンです」と思っていた。ただ、これを読み返すと、目指す姿を規定している5ページの理念1の青字のところで、「いつでもだれでも自らの可能性や創造性を試し成長することができるまち」という記述があり、理念2の青字では「自らの可能性や創造性を試し成長することができる場がいつでも、どこにでもあるまち」という記述がある。どちらにも同じ言葉があり、理念を考えていく中で、最終的にまとめた言葉が急にぼやけて、似通った言葉になっていることに気がついた。
出口委員長	5、6ページがこれまで5つあった理念を3つにして、それぞれの理念からメッセージが出て、それらを重ね合わせることで6ページの理念がある。キャッチフレーズについては同じような印象がある。逆に言えば、これらのメッセージを、委員の意見を踏まえてブラッシュアップしていくべきだろう。企業理念と異なるところは、企業理念は先に演繹的に取り組むが、行政の場合は色々な方の声を聞きながら形成していく。そうすると、着地点の文化的コモンズの形成は重要だが、ビジョンはいつでもどこでも市民に読んでもらいたい。そうすると、文化的コモンズがここにあると、いつでも誰でもこれを理解できるのかと思う。 SNSの時代に、戦争の状況までいつでも知ることが出来る状況だが、理念が3つあり、理念ごとにキャッチフレーズがあり、最終的には1つのビジョンになるこの構成は現代的だ。そういう点では、この青枠のところに委員の意見を反映させた

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
木村委員	い。相互に理念が連携していることも大事であり、多少は重なるのかもしれないが、理念１と理念２は重なり過ぎだ。 ここは大事なところであり、何か意見はあるか。 「いつでも誰でも」という言葉は気に入っている。それを言う限りは、山の上の人もいるので、100円バスを巡回させるなどアクセスを良くする必要はある。言葉としては良いが、生涯学習の良い場所が中央図書館にあるが、バスはあるものの便は良くない。山の上の方も勉強したいと思っていても、そこに行くことが難しい。理念と同時に、基本的なアクセスなども考えてもらえると、市の事業として良いのではないか。
出口委員長	私も大賛成だ。茨木市の山の上はスーパーもなくなってしまったが、おにクルバスがいつも通っているような状況になると良い。
今西文化振興課長	皆さんがいいと思う将来像を目指すときに、このビジョンが必要な方向性として記載されていると良い。字面でいつでも誰でもと書かれているだけでなく、実現のために必要な取り組みを考えていきたい。
出口委員長	アバンギャルディという団体がいる。街頭で即興的に動画を撮影しているが、即興で何かができるパブリックな場所があるとすれば、市で規制はあると思うが、文化芸術に関わることを公の場所で行う場合の規制を、どう緩和していくのか、そういうことをこのようなビジョンから庁内でも議論していただき、安全やいろんな問題もあり100%とはいかないと思うが、おにクルのようなセンターがあることで、おにクルゼッケンをつけてジョギングをしても良い。いつでも誰でも、文化を振興させているまちになると良い。
飯嶋委員	おにクルは大ホールがあるが、大きな事業は行政、民間の力も取り入れてできないかということが書かれていたが、民間の力ということがあまりピンときていない。民間に頼まれてやることはあるが、いきなり大きなプロジェクトを行政と民間がマッチして、例えば茨木市にオーケストラを呼んできてということがイメージしづらい。民間の力を活かしたものはどのようなことを考えているのか。それが出来ると、随分と幅が広がりそうだ。
出口委員長	例えば寄付の話か。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
今西文化振興課長	今回初めて、資金についてビジョンに書き込んでいる。文化芸術でお金がかかる部分をどう補っていくか。おにクルでもクラウドファンディングやネーミングライツの仕組みも取り入れ、大企業からの寄付によって、大ホールはゴウダホールとし、ファンを維持していく。民間の力を取り入れるというのは今後の大きなテーマだ。
飯嶋委員	一回ぽっきりではなく、長いスパンで続いていけることが理想だ。
出口委員長	10年以上ドブ漬けになっている休眠預金が、毎年1200億円ほどあり、これを活性化する法律が出来た。その間に休眠預金をできるだけ所有者へ返す運動をしたが、今は1400億円まで増えている。法改正をして、民間が活用できる金額を倍増し、出資も対象となるが、申請はほとんどない。地域の活性化も目的に入っている。そのようなことを茨木市の方針として進めてはどうか。これは使うことが日本の社会のためになる。放っておくと、情報量の多い東京で使われることになるが、休眠預金のほとんどは地方から発生している。お子さんが東京に出てしまい、不明になっている預金が多い。
出口委員長	他に何かあるか。 それでは、第2章の件は、落合委員の意見なども踏まえて、ブラッシュアップしてほしい。
出口委員長	(3) 文化振興ビジョン改定スケジュールについて 続いて、「文化振興ビジョン改定スケジュール」について、説明をお願いしたい。
今西文化振興課長	【「文化振興ビジョン改定スケジュールについて」説明】
出口委員長	かなりタイトなスケジュールだ。本委員会は12月中旬、2月中旬に開催される。何か質問はあるか。
出口委員長	(4) 文化振興に関する条例について では、次に「文化振興に関する条例」について、説明をお願いしたい。
今西文化振興課長	この案件については、資料を用意していないため、このまま説明する。 前回の委員会では、ビジョンの第1章を中心に説明した。この第1章でビジョン

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	の位置付けを記載しているが、「本ビジョンは、これまでの本市の取組を総括した上で、文化のまちづくりの理念と目指すべき方向性や体制を定め、令和6年度（2024年度）から今後10年間の本市の文化芸術振興の指針となるもの」と説明している。このように、本市では平成27年度から、文化振興ビジョンを文化振興の指針と位置付けている。 一方で、文化政策に関わる制度体系のあり方については、都道府県、政令都市、その他の市区町村によって様々であり、文化振興に関する条例や計画を策定し、文化芸術の振興を進めている自治体もある。また、本市の市議会においては、文化振興に関する条例制定の必要性やビジョン策定後には条例の策定についても検討すべきとの意見もある。このような背景から、このビジョン改正後の次の課題として、文化政策に関する制度体系の研究や検討が本市でも必要と考えている。そのため、今後改めて、本推進委員会の委員の皆様から制度体系についてもご意見を賜りたい。本日すぐに意見が欲しいというわけではなく、今後検討する課題として説明するレベルだが、改定作業を行っているビジョンの位置付けや今後の課題としてご理解いただくため、委員の皆様にご説明した。
出口委員長	非常に重要な提案をもらった。意見があれば、専門的立場からご指摘いただきたい。このような条例を作っている自治体もあれば、作っていない自治体もある。また、議会が条例を制定したい方向であることは、我々にとっては後押しになる。 具体的なメリットは何か。
今西文化振興課長	一般的に言われていることは、行政が変化しても、条例があることによって文化芸術の推進を維持できることだ。
出口委員長	何か意見はあるか。
雨森委員	条例があって、それに基づいて計画が策定される流れがあると思うが、そのフローが前後している印象はある。将来を考えて条例をどうするか、今すぐには回答できない。
出口委員長	整理すると、文化芸術基本法という法律があり、基本方針や自治体に対する努力義務があり、それに基づいてこのような委員会がある。そこをさらに条例でバックアップしようという提案だと理解している。例えば、コロナ禍のような現象があると、文化芸術よりも大事なものがあると言われやすいが、世界的にも文化芸術は非常に強かった。そこを下支えする条例をつくっている自治体もあると理解した。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
平田委員	条例制定は議会の専権事項であり、委員会としては関係情報を整理し、ご意見を伺い、議会が決定するものだ。 ご指摘のとおり、条例をつくることは、理念的にも素晴らしいが、現実的にも2つある。市長が変わっても継続性が担保される。条例をつくると、それを変更するためには議会での議論が必要で時間がかかる。そのための地方自治体の二元代表制であり、条例をつくれば文化政策の継続性が担保されるため、行政としても安心して仕事出来るだろう。また、国の法律があり、文化庁や文化振興基金等の外郭団体の助成金の分配方針も、条例やビジョンを定め、市政に位置付けた上で文化振興を行い、その中で劇場運営をしているところに、補助金を出すことが公言されている。こうしたものがあつたほうが、行政としては国の補助を得られやすい。
出口委員長	貴重な意見をいただいた。 次回までに、条例を制定している自治体や制定していない自治体の事例があれば、資料を提供いただき、さらに肉付けをしたい。 他によろしいでしょうか。それでは、条例についてはこれで終了する。 本日の案件は以上で終了する。他に意見がないようなので、事務局から連絡をお願いします。
今西文化振興課長	本日審議いただいた内容について、あとからお気づきになることもあるかもしれない。追加のご意見は1週間後の11月6日（火）までに事務局までメールでお願いします。その取り扱いは委員長に一任をお願いします。 本日の会議録は後日メールで送る。委員の確認後に公開する。 次回は12月中旬の開催を予定している。日時は皆さんの予定を確認し調整する。
出口委員長	それでは本日の会議は、これをもって終了とする。